

<報道発表資料>

令和 8 年 3 月 1 6 日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

「第 4 期京都市食の安全安心推進計画

(令和 8 年度～1 2 年度)」の策定

京都市では、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するため、「京都市食の安全安心推進計画」(以下「計画」という。)を策定し、市民や食品等事業者の皆様とともに、食の安全安心の確保に向けた取組を行ってきました。

現行の第 3 期計画の計画期間(令和 3 年度～7 年度)が今年度で終了することから、「京都市食の安全安心推進審議会」からの答申を基に、第 4 期計画(令和 8 年度～12 年度)を策定しました。

【計画策定の趣旨】

食を取り巻く環境は変化し続けており、また、新型コロナウイルス感染症収束に伴う社会活動・経済活動の回復による食中毒事件増加やインバウンド需要の拡大による様々な課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえつつ、これまでの取組の成果と課題を整理したうえで、条例の基本理念を基軸とした第 3 期計画の施策を承継した令和 8 年度からの新たな計画を策定し、より効果的な施策の推進を図っていきます。

【第 4 期計画の基本的事項】

◎目指す姿

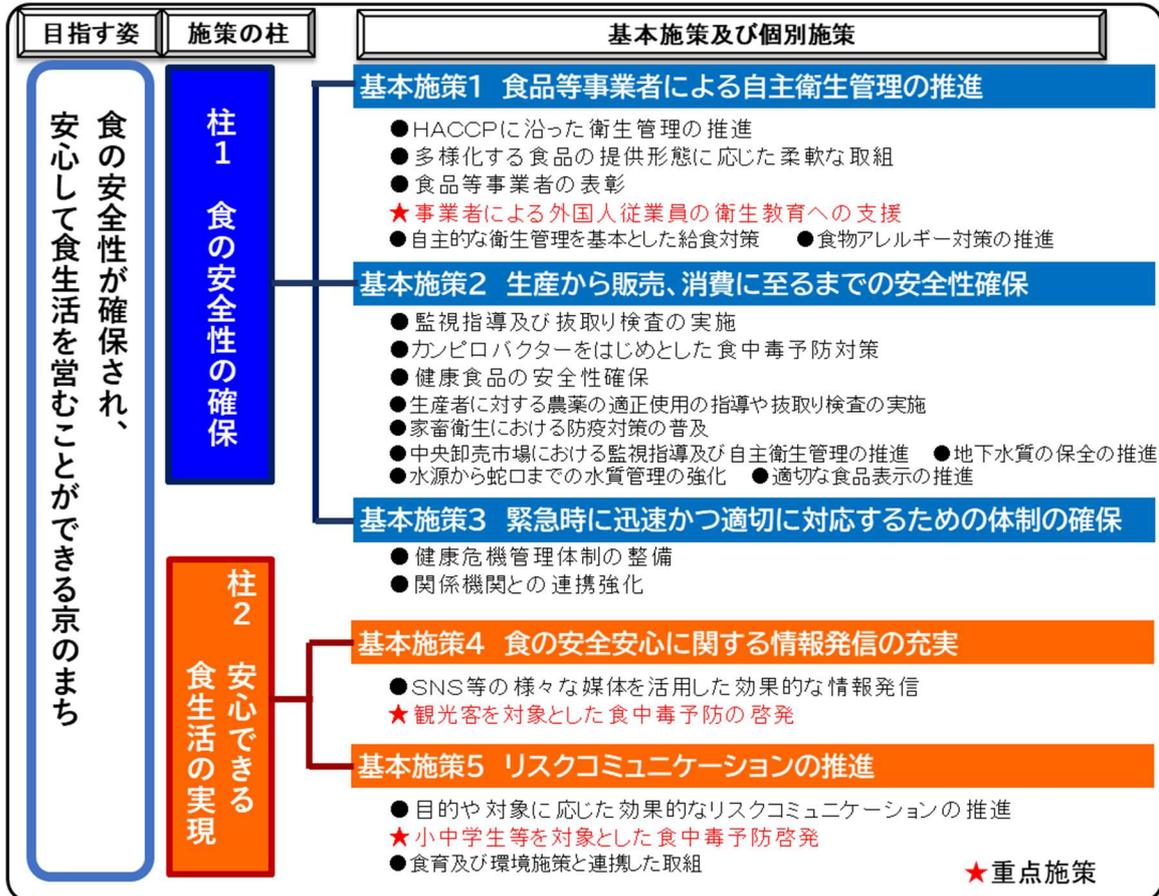
食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち

◎計画期間

令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間

【施策の体系】

目指す姿の実現に向け、「食の安全性の確保」と「安心できる食生活の実現」の2つを施策の柱とし、5つの基本施策を掲げ、様々な個別施策を展開します。



【計画内容の閲覧場所】

以下の本市ホームページに掲載します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000350312.html>

また、計画冊子は、3月下旬頃から市役所、医療衛生センター、各医療衛生コーナー及び衛生環境研究所等で配布します。

なお、同計画冊子には、応募により選定した小学生の作品を表紙絵として使用しております。

< 条例に掲げる基本理念 >

- 1 市民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、本市及び食品等事業者が必要な措置を講じること。
- 2 食品等の生産から販売に至る食品等の供給の一連の行程において、食品等事業者が必要な措置を適切に講じること。



- 3 市民の健康に係る被害を未然に防止するため、本市が、市民の意見に十分配慮しつつ、科学的知見に基づいて必要な措置を講じること。

<京都市食の安全安心推進審議会>

平成22年3月26日に制定された条例に基づき、平成22年4月1日に設置。

推進計画など、本市の食の安全安心に係る重要施策を定めるときに、京都市長からの諮問を受け、審議する機関です。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

電話：075-222-3429